

## 地方独立行政法人埼玉県立病院機構建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い

### 1 内訳書の位置付け

- (1) 内訳書は、入札参加者が積算を行って入札額を定めたものと発注者が判断するための資料である。しかし、入札手続きにおいては、契約希望額の税抜き価格（総額）を入札額としているため、内訳書は参考資料と位置付ける。
- (2) 上記(1)にかかわらず、地方独立行政法人埼玉県立病院機構建設工事低入札価格調査制度実施要領の数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）を設定している入札では、入札参加者が内訳書に記載した数値的判断基準の対象金額は、入札額と同等な重要数値とする。
- (3) 内訳書は、談合情報の確認、判断、対応を行う場合の資料とする。

### 2 対象案件

入札参加者に対して、入札書の提出（初度入札の入札書提出時に限る。以下同じ。）と同時に入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求める入札（随意契約の見積書徴収を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査制度の対象工事
- (2) 上記のほか、発注者が内訳書の提出を必要と認めた入札

### 3 入札参加者への周知

入札公告又は指名通知等に次のとおり記載し、入札参加者に内訳書の提出を周知する。

「入札参加者は、発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を初度入札の入札書提出の際に添付すること。」

### 4 入札参加者に提示する内訳書

- (1) 発注者は、入札参加者が記載すべき項目を表記した内訳書を入札参加者に提示する。
- (2) 発注者は、入札参加者に必ず記入してもらおう項目の欄を「必ず記入」と表示する。
- (3) 数値的判断基準を設定している入札では、数値的判断基準の対象金額（工事の場合は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を「必ず記入」とする。
- (4) 入札参加者に提示する内訳書は、様式1（工事用）及び様式2（委託用）を標準とする。
- (5) 発注者が、積算の参考のために内訳書の明細等を入札参加者に求めている場合があるが、内訳書以外のこれらの資料はこの取扱いの対象外とする。

## 5 内訳書の未提出

次のいずれかに該当する場合は内訳書の未提出と判断し、各入札執行要綱の規定により当該内訳書を提出した者の入札を原則無効とする。

- (1) 内訳書の全部が提出されていない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されていない場合
- (3) 内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合
- (4) 内訳書に記載された工事名、工事場所、直接工事費の内訳（工種名）及び入札額等から、明らかに他の工事の内訳書と発注者が判断した場合
- (5) 内訳書に記載された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
- (6) 上記(1)～(5)のほか、発注者が内訳書の未提出として判断した場合

## 6 不備な内訳書

次のいずれかに該当する場合は不備な内訳書と判断し、各入札執行要綱の規定により当該入札を原則無効とする。

- (1) 上記5(5)に規定する、他社の内訳書と一緒に提出された場合
- (2) 複数の内訳書が提出され、その内訳書の入札額が異なる場合
- (3) 入札額だけが記載されている場合
- (4) 数値的判断基準を設定している入札で、数値的判断基準の対象金額が未記入の場合
- (5) 内訳書の入札額内訳において、発注者が「必ず記入」とした欄に金額が記載されていない場合  
ただし、他の欄に記載されている金額によって「金額が記載されていない欄」の金額を発注者が計算でき、かつ、その金額を利用して計算した結果が内訳書の工事価格と一致している場合は、この限りでない。
- (6) 工事名、工事場所の欄に記載がない場合  
ただし、発注者が指定した直接工事費の内訳（工種名）等から、当該入札の内訳書と発注者が判断した場合は、この限りでない。
- (7) 入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名の欄に記載がない場合
- (8) 上記(1)～(7)のほか、発注者が不備な内訳書と判断した場合

## 7 内訳書の確認

- (1) 発注者は、上記5、6に該当するかを確認し、当該入札の有効又は無効を判断する。

- (2) 発注者が特に必要と認めた場合を除き、上記 1 (1)の主旨から、発注者は必ずしも内訳書の検算を行う必要はない。
- (3) 各入札執行要綱の規定により入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (4) 入札談合等の不正行為を疑わせる内訳書の提出があった場合は、各入札執行要綱の規定により入札執行の延期又は取止め、及び談合情報対応要領に基づき適切に対応する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、本部施設整備担当が所管する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。